

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、「平成 21 年 6 月時点で、1,700 万円を所有しているにもかかわらず生活保護費を支給したこと、及び平成 22 年 8 月時点で、600 万円を所有しているにもかかわらず生活保護費を現在まで支給していることは違法である」として、「全額を返還させる措置」を求めています。

しかしながら、「生活保護法は『利用し得る資産』を有する場合においても、急迫した事由がある場合には保護を受け得ることを規定している…（中略）…当該保護受給者においてその資力を現実に活用することができる状態になったときには、当該保護受給者に対し、その受けた保護につき費用返還義務を課す」（平成 20 年 12 月 10 日 大阪地方裁判所判決）とされており、請求人から「提出された事実証明書」の内容からは「資力を現実に活用することができる状態」になったことを証する書面であるとは認められず、「当該事実証明書」では違法又は不当とする事実を証する書面が添付されているとはいえません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。